

第5章 その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 電子記録債権法について

I 経緯（資料5-1-1参照）

1. 新たな資金調達環境整備のニーズ

企業間信用の手段である手形については、紙媒体を利用することに内在するリスクやコストの問題があり、また、指名債権についても、二重譲渡のリスクや債権の存在確認等のコストの問題があり、事業者が資金調達を行う際の制約要因となっている。

経済社会のIT化が進展する中で、これらの問題を克服し、中小企業者を含む事業者の資金調達環境を整備するため、電子的な記録によって権利の発生等の効力を生じさせ、取引の安全や流動性を確保し、また様々なビジネスモデルにあわせた多様な利用を可能とする新たな制度の創設が期待された。

2. 法案提出までの検討

電子記録債権については、「e-Japan 戦略Ⅱ」（平成15年7月）以降累次のIT戦略本部決定等に基づき、電子的手段による債権譲渡等の推進によって中小企業等の資金調達環境を整備するため、経済産業省、法務省、金融庁において検討が行われ、17年12月には、3省庁において「電子債権に関する基本的な考え方」をとりまとめた。更に、18年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」において、「平成17年12月に明らかにされた電子債権制度の骨格を踏まえて電子債権法（仮称）の制定に向けた検討を進め、平成18年度中の法的枠組みの具体化を目指す」こととされた。

法務省の法制審議会（電子債権法部会）においては、電子記録債権法の整備に向けた電子記録債権の基本的性格付け及び私法上の整理に関する検討が行われ、一方、金融庁の金融審議会第二部会及び情報技術革新WGの合同会合においては、電子債権記録機関（以下「記録機関」という。）のあり方を中心に検討が行われた。その結果、それぞれ「電子登録債権法制の私法的側面に関する要綱」（19年2月）、「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～」（18年12月）がとりまとめられ、公表された。（資料5-1-2参照）

なお、検討の過程では、「電子債権」「電子登録債権」などとしていたが、法案提出時においては、「電子記録債権」とするなど、所要の字句修正を行っている。

3. 法案の国会提出・審議

金融庁は法務省と共同で「電子記録債権法案」を19年3月14日に国会に提出した。この法案は、衆議院（財務金融委員会）及び参議院（財政金融委員会）の審議を経て、同年6月20日に可決成立し、同月27日に公布された。

なお、参議院財政金融委員会（同年6月19日）において、附帯決議が付されている。（資料5-1-3参照）

II 概要

電子記録債権法は、記録機関が調製する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

主な法律の内容は、以下のとおりである。(資料5-1-4~6参照)

1. 電子記録債権に関する私法上の規律

(1) 電子記録債権の性質

電子記録債権とは、磁気ディスク等をもって作成される記録原簿への電子記録を発生、譲渡等の効力要件とする金銭債権であり、記録原簿の記録によって権利の内容を規定することとした。

また、任意的記録事項として様々な事項（シンジケート・ローンにおける詳細な特約条項等）の記録を許容することとした。

(2) 電子記録債権の取引の安全の保護

ア. 意思表示の無効又は取消しの場合の第三者保護

心裡留保若しくは錯誤による意思表示の無効又は詐欺若しくは強迫による意思表示の取消しについて、善意・無重過失の第三者を保護することとした。

イ. 記録機関の損害賠償責任

記録機関が不実の記録等を行った場合、記録機関が無過失であったことを記録機関が証明しない限り、損害賠償責任を負うこととした。

ウ. 善意取得及び人的抗弁の切断

記録原簿に譲受人として記録された者は悪意又は重大な過失がない限りその電子記録債権を取得するとする「善意取得」や、債務者は譲受人に害意がない限り譲渡人に対する人的関係に基づく抗弁をもって譲受人に対抗することができないとする「人的抗弁の切断」の制度を設け、取引の安全を確保した。

エ. 支払免責

債務者が記録原簿上の債権者にした支払は、その債権者が支払を受ける権利を有しない場合であっても、原則、その効力を有するものとした。

(3) その他

ア. 消費者の保護

消費者は、事業者に比べ交渉力や情報の質等に劣るため、電子記録債権の取引の安全よりも消費者の保護を優先することとした。一方で、事業を営む個人の利用ニーズにも配慮することとしており、具体的には以下のように規定した。

- ① 個人が電子記録債権を利用する場合には、善意取得等の規定は排除される。
- ② ただし、事業を営む者が事業目的で利用する場合には、個人事業者である旨を記録すれば、規定は適用される。個人事業者である旨を記録した場合で

も、実際は消費者として利用したときには、当該記録は無効となり、規定は排除されることとなる。

イ. その他

電子記録債権の分割、記録事項の変更、手形保証類似の独立性を有する電子記録保証や、電子記録債権を目的とする質権の制度、債権記録等の開示などについての規定を設けた。

2. 記録機関に対する監督等

(1) 記録機関の業務の適正性の確保

ア. 電子債権記録業を営む者の指定

主務大臣が申請を受け、財産的基盤や適切な業務遂行能力を有する株式会社を電子債権記録業を行う者として指定することとした。

イ. 兼業の禁止

情報流用を抑止するなどの公平性・中立性の確保、他の事業からのリスクの遮断等の観点から、記録機関の兼業を禁止することとした。

ウ. 支払と支払等記録の同時履行の確保

支払と支払等記録とをできるだけ同時のタイミングで行うことを確保するため、記録機関、債務者及び金融機関が締結する口座間送金決済に関する契約等に基づき、請求によらずに、記録機関が職権により支払等記録を行う仕組みを設けることとした。

エ. その他

最低資本金の額（5億円以上の政令で定める金額）、秘密保持義務などについての規定を設けることとした。

(2) 記録機関に対する検査・監督

業務の適切かつ確実な遂行を図るため、報告の徴求や立入検査、業務改善命令などの検査・監督規定を設けることとした。

(3) その他

電子記録債権が金融商品として広く取引される場合に、金融商品取引法の規制を適用することとした。

第2節 本人確認法施行令及び本人確認法施行規則の改正について

I 経緯

資金洗浄及びテロ資金供与防止のための政府間機関であるFATF（Financial Action Task Force on Money Laundering：金融活動作業部会）は、平成13年に「テロ資金供与に関する特別勧告」を策定した。

このうち「電信送金に関する特別勧告Ⅶ」では、18年末までにFATF参加国に対し、金融機関が行う1,000米ドル又は1,000ユーロを超える電信送金について、本人確認の強化等を行うことを求めている。

我が国における上記特別勧告Ⅶの実施の一環として、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「本人確認法」という。）施行令及び本人確認法施行規則の改正が行われた。

II 概要（資料5-2-1～2参照）

1. 本人確認法施行令の改正

本人確認法施行令第3条第1項では、本人確認の対象となる取引として、預貯金契約の締結や大口現金取引（200万円超の現金の受払いをする取引）等が定められている。今回の改正により、本人確認の対象となる取引に下記の取引が追加された。

- ① 為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴う現金の受払いをする取引で、10万円を超えるもの
 - ② 他の金融機関等が行う為替取引（下記③に掲げる契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預貯金の払戻しであって、当該払戻しの金額が10万円を超えるもの
 - ③ 預貯金の受入れを内容とする契約の締結を行うことなく、為替取引又は自己宛小切手の振出しを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結
- この改正により、金融機関に対し、10万円を超える現金送金などを行う際に、送金人の本人確認等を行うことが義務付けられた。

2. 本人確認法施行規則の改正

- (1) 上記1. ①の現金の受払いをする取引のうち、顧客等の預貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの（当該取引の金額が200万円を超えるものを除く。）については、本人確認対象取引から除くこととされた。
- (2) 取引に係る情報の授受が金融機関間において電磁的方法により行われる場合、仕向金融機関が顧客等の確認を被仕向金融機関からその取引記録に基づき求められたときは、3営業日以内に当該取引を特定し当該顧客等の本人確認記録を検索できるように、取引記録の記録事項が定められた。

(3) その他所要の整備が行われた。

3. 施行期日等

本人確認法施行令の一部を改正する政令及び本人確認法施行規則の一部を改正する命令は、18年9月22日に公布され、19年1月4日から施行された。

第3節 犯罪収益移転防止法について

I 経緯

最近におけるテロ資金その他の犯罪収益の流通に係る国内の実態及びFATF (Financial Action Task Force on Money Laundering : 金融活動作業部会)「40の勧告」が平成15年6月に改訂され、これまで金融機関が講ずべきこととされてきた本人確認や疑わしい取引の届出義務等の措置が、指定非金融業者(不動産業者、貴金属商・宝石商等)及び職業専門家(弁護士、会計士等)にも義務付けられるようになった。

このような国際動向にかんがみ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」という。)が19年2月13日に国会に提出された。この法案は衆議院(内閣委員会)及び参議院(内閣委員会)の審議を経て、同年3月29日に可決成立し、同年3月31日に公布された。

(注) 犯罪収益移転防止法は、同法を主管する国家公安委員会のほか、各特定事業者を所管する金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の共管の法律である。

II 概要

犯罪収益移転防止法は、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(以下「本人確認法」という。)及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(以下「組織的犯罪処罰法」という。)第5章を母体として、本人確認及び疑わしい取引の届出義務等の対象事業者の拡大等を図るものである。

犯罪収益移転防止法の主な内容は以下のとおりである。(資料5-3-1参照)

1. 本人確認及び疑わしい取引の届出義務等の対象事業者の拡大

本法では、特定事業者として、金融機関のほか、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等が定められ、本人確認等が義務付けられることになった。

2. 特定事業者による措置

- (1) 特定事業者(弁護士及び弁護士法人を除く。以下同じ。)は、一定の取引について顧客等の本人特定事項の確認を行うことが義務付けられたとともに、その記録を7年間保存することが義務付けられた。
- (2) 特定事業者は、取引記録を7年間保存することが義務付けられた。
- (3) 特定事業者(司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士を除く。)は、その業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合等には、一定の事項を監督官庁に届け出ることが義務付けられるとともに、監督官庁は、当該届出に係

る事項を国家公安委員会に通知することとされた。

- (4) 特定事業者(業として為替取引を行う者に限る。)は、外国為替取引を行うときは、顧客の本人特定事項等を通知して行わなければならないことが義務付けられた。

3. 弁護士及び弁護士法人による措置

弁護士及び弁護士法人による本人確認、本人確認記録の作成及び保存並びに取引記録等の作成及び保存に相当する措置については、この法律に定める司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則の定めるところによると定められた。

4. F I Uを金融庁から国家公安委員会に移管

これまで金融庁に設置されていたF I U(資金情報機関)が、金融機関以外の業種も疑わしい取引の届出義務の対象となること、外国において捜査を所掌する機関にF I Uが設置されていることなどから、組織犯罪対策やテロ対策等に中心的な役割を果たす国家公安委員会へ移管されることとなった(19年4月1日移管)。

5. 施行期日等

特定事業者に係る義務規定等は、公布の日から1年以内の政令で定める日から施行されることとなっており、それまでの間、金融機関には従来どおり本人確認法及び組織的犯罪処罰法の疑わしい取引の届出が適用されることとなる。

なお、犯罪収益移転防止法の施行に伴い、本人確認法は廃止されるほか、組織的犯罪処罰法の第五章は削除されることとされている。